

2018年4月13日

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
理事長 後藤滋樹 殿

JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条に関する有識者評価委員会
委員長 早川吉尚



JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条で規定される
JPRSの責任事項に関する実績評価報告

本委員会としては、第124回理事会（2018年3月16日）第2号議案にて決議された以下の依頼事項につき、下記のとおり報告いたします。

■ 依頼事項

JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条に関する有識者評価委員会規程に基づき、株式会社日本レジストリサービス(以下、JPRS)が行うJPドメイン名登録管理業務に関して、同移管契約第13条(JPRSの責任)に定められる責任事項の、2017年1月1日から同12月31日までの履行状況の評価を依頼し、2018年4月25日までに評価結果の報告を求めます。

記

【報告事項】

本委員会は、JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条で規定されるJPRSの責任事項（以下「本責任事項」という。）について、「JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条で規定されるJPRSの責任事項に関する実績評価基準」（以下「本実績評価基準」という。）並びに「JPドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書」及び同別紙に従い、以下の資料等を対象資料として検討したが、本実績評価基準に違反する事由は見当たらず、JPRSにおいて2017年1月1日から同年12月31日までの本責任事項は適切に履行されていたものと評価できる。

- JPRSから、2017年1月1日から同年12月31日までの本責任事項の履行状況の報告として提出された「JPドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書第2条に基づく報告書」
- 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という。）から、本実績評価基準において、JPNICの表明が必要な項目及びJPNICが当事者として関与する項目に係る表明事項として提出された「JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条で規定されるJPRSの責任事項に関する実績評価基準に対するJPNICによる実績表明」

以上